

今月の

数字

11.6%

(昭和62年～平成6年に先進的農業生産総合推進対策事業等で整備された施設の効果が不十分だった割合)

松田 恭子

Profile まつだ・きょうこ ●津田塾大学国際関係学科卒業後、日本能率協会総合研究所で10年間公共系の地域計画コンサルタントとして勤務。その後、東京農業大学国際食糧情報学科助手を経て、現在、農業マーケティングアドバイザーとして農産物商品開発や販路開拓などをサポートする。(株式会社アソシエイト代表取締役)

六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の第一陣が平成23年7月に認定を受けてから3年半が経過している。事業計画の目標は5年後に設定されるため、目標年次までの折り返し地点を過ぎた事業も増えており、そろそろ成果が問われる段階になっている。

6次産業化の事業計画や補助金制度のコンセプトは、平成25年度以前と以降では大きく変わった。平成25年度以降は、想定する販路別に売上目標と根拠を記述するなど実現性が問われる計画内容となり、補助金についても都道府県への交付金に移管され、他の事業者とのネットワークの形成が強く求められるようになった。つまり、生産者が加工して販売すれば6次化というわけではなく、計画の段階で需要者の意見を得て、できるだけ実現性の高い取り組みをしてほしいという制度になった。市町村を通した交付となるため、事務手続きは煩雑になったが、過大な目標数値だけをぶち上げた計画は少なくなってきたのではないと思う。それでも、計画通りに販売が達成できなくなるケースはこれから出てくるだろう。

計画通りに事業が進まないことはよくある。民間であれば商品の特性を捉え直して投入する市場を変えてみたり、思い切って経営資源を別の事業に投入したりという変更を行なって経営全体の軌道修正を図るところだ。問題となるのは、補助金を活用した事業は、本来補助金を申請した目的のために使われることに限られており、耐用年数期間が残っていて減価償却が終わっていない場合、別の事業に活用しようとする「目的外使用」に問われ、補助金を返還しなければならない。

しかし、実際に補助金を使ったものの十分に活用されていない「遊休施設」は、従来からかなり存在する。たとえば、会計検査院の平成9年度決算検査報告では、農

業の生産性の向上、農産物の品質の向上、流通の合理化等を図ることを目的として昭和62年度から平成6年度までに行なわれた先進的農業生産総合推進対策事業等で市町村、農業協同組合等が整備した農産物処理加工施設等について、総事業4,959億円のうち、389億円を対象に検査を行なった結果、金額にして11.6%に当たる45億円は施設の運営を中止していたり、利用率が著しく低かったり、運営収支が赤字になっていたりと、補助事業の効果が十分発現していないと認められた。

このような状況に対しては、①施設の整備にあたって販路の確保、消費者の需要動向などについて十分検討すること、②利用が不十分な施設については原因を分析し、具体的な改善計画を作成して実施に取り組むこと、③改善が見込めないと判断される施設については、速やかに、補助対象範囲内で、農産物のための別の施設として有効利用を図ること、を求めている。

平成20年の農林水産省の通知では、補助利用の目的にしたがって10年以上使用した施設について、地域活性化の目的のために活用する場合は柔軟な運用ができることになっている。女性グループが自宅を改装し、他加工場から一歩踏み出して衛生管理を充実させる場合や、6次産業化のスタート時に過剰な投資を防ぐ場合、地域で使えるインフラとして遊休施設を活用することは非常に有効だ。計画の甘い見通しは防ぐ必要があるが、いまある施設を地域活性化に向けてニーズに沿った形で活用するために、現物出資により新たな地域活性化事業にコミットする際の柔軟な運用の設定や、改装等にかかる整備への助成(廃校や空き家については平成27年度より取り組みが始まる)等、「活用」についてより踏み込んだ仕組みづくりを求めたい。